

香川県条例第29号

香川県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例

香川県高等学校等修学支援基金条例（平成21年香川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>香川県高等学校等修学等支援基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、経済的な理由により修学することが困難な高等学校等の生徒が今後増加すると予想されることに加え、<u>東日本大震災により被災した幼児、児童又は生徒の就学等が困難となっていることから、これらの生徒等の教育を受ける機会の確保に資するよう、当該生徒等の修学等を支援する事業を円滑に実施するため、香川県高等学校等修学等支援基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p><u>香川県高等学校等修学支援基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、経済的な理由により修学することが困難な高等学校等の生徒が今後増加すると予想されることから<u>当該生徒の教育を受ける機会の確保に資するよう、当該生徒の授業料の減免を行う学校法人に対して補助金を交付する事業及び当該生徒に対して奨学金を貸し付ける事業を円滑に実施するため、香川県高等学校等修学支援基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。